

平成 25 年 12 月 13 日

学生各位

学生支援課

国際学生宿舎 休学者・留学生・留年者の取り扱いについて

標記の件について、平成 25 年度第 2 回国際学生宿舎専門委員会にて、別紙に基き対応することについて了承を得ましたので、平成 26 年度から本格的に導入いたします。

何かご不明な点等がございましたら、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

■本件問い合わせ先■
学生支援課学生生活係
TEL : 042-580-8141
EMAIL : stu-ry.g@dm.hit-u.ac.jp

平成25年11月25日
国際学生宿舎専門委員会

国際学生宿舎 休学者・留学者・留年者の取り扱い

学籍上の身分	区分	対応	備考
休学	自己都合	一旦退寮	休学から復帰し、入居を希望する場合は優先的に入居させるが自己都合のため、入居許可期限の延長はしない。
	必要性が認められる事由(病気・災害、私費留学、兵役 etc)	一旦退寮または入居継続	「必要性が認められる事由」については大学が該当有無の判断を行う。
留学	長期留学	一旦退寮	留学先から帰国し、入居を希望する場合は優先的に入居させる。 但し、入居資格を満たしている者に限る。 ※4か月以上の留学を長期留学とみなす。
	短期留学	入居継続	※4か月未満の留学を短期留学とみなす。
留年	学部留年	入居申請を受付ける	入居候補の順位を新学年者、中途入寮者の次とする。 (新学年者や中途入寮者の選考後、該当枠に余裕がある場合は入居を許可する) 学部2年生の残留も含む。
	大学院留年	入居申請を受付ける	指導教員の期間延長理由説明書があれば、新学年者と平等に選考する。 指導教員による説明書がない場合は、学部留年と同様の入居判断を行う。

※留学者は4か月以上を「長期留学」、4か月未満を「短期留学」とみなす。

●その他、特別の事由があり主事に認められた場合は、入居が認められる。